

## 政策会議 議事概要

開催日	令和7年11月19日	場所	市役所本庁舎 3階庁議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	除雪機械運転資格取得補助事業補助金交付要綱の制定について		
総合計画での位置付け	基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ②環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり 基本施策 【8】道路網・上下水道の整備・維持		
総合戦略での位置付け	【住む】集落・地域の活性化と移住・定住の促進		
現状	冬季における宍粟市の道路除雪業務について、除雪事業者への入職者の減少や、除雪機械運転手の高齢化が進んでいる。		
課題	除雪機械運転手の引退等により、将来不足することが予想されるオペレーターの確保が課題となっている。将来的に、人手不足による除雪作業に時間を要し、道路交通に支障が生じる恐れがある。		
決定事項	<補助金交付要綱>  支援の概要： 冬季における市内の道路除雪業務に携わる人材を育成し、将来の安定的な除雪体制を確保するため、除雪機械運転に必要な資格取得に要する経費に対し、補助金を交付する（50歳未満の方へは県補助事業を伴う間接補助）。  補助対象者： 次に定める①～③全ての項目を満たす者。 ①市内に事業所を置く事業者、または市内の自治会。 ②過去5年間に兵庫県、若しくは宍粟市の道路除雪業務を実施、若しくは入札に参加した者または県・市の道路除雪業務の実施を予定している者。 ③兵庫県、若しくは宍粟市の道路除雪業務に従事する予定の者（交付申請日において50歳未満（※）であり、かつ普通自動車免許（AT限定含）を保有している者）に資格を取得させる者 ※自治会が申請する場合のみ、50歳以上おおむね70歳未満の方も対象とする（市単独補助）。  補助対象経費： 50歳未満（※）でありかつ普通自動車免許（AT限定含）を保有している者が、除雪機械の運転に必要な大型特殊免許及び大型自動車免許資格の取得並びに車両系建設機械運転技能講習の受講に要する費用  補助金額： 補助対象経費の3分の2を乗じた額（上限40万円） ※50歳未満の方へは県補助有り。補助対象経費の3分の1ずつ県と市で負担。  申請方法： 申請書、事業計画書等を免許取得の日より前に提出する。		